

岩手県告示第773号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成28年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 都市計画の種類 都市施設（道路）

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 胆沢郡金ヶ崎町六原東町から西根土橋上まで（別紙図面のとおり。）
- (2) 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻勘九郎東から西根寄添田まで（別紙図面のとおり。）
- (3) 胆沢郡金ヶ崎町西根餅田から西根土橋上まで（別紙図面のとおり。）
- (4) 胆沢郡金ヶ崎町西根本町から西根医者屋敷まで（別紙図面のとおり。）
- (5) 胆沢郡金ヶ崎町西根杉土手から西根矢来まで（別紙図面のとおり。）

3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年10月14日から同月28日まで
- (2) 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部並びに金ヶ崎町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。